

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。